

平成26年度 堺市障害者自立支援協議会 第6回 障害当事者部会
議事概要

日時	平成26年9月24日(水) 14:00~16:10
場所	堺市総合福祉会館 5階 第2研修室
出席者 (敬称略)	茅原、白石、辻本、帛田、野崎、川淵、松本、丸野、梅田、 前田、三田、吉村
欠席者 (敬称略)	佐野、谷口
ゲスト参加	【選挙管理委員会】浦宗、新家、三谷
支援者	ボランティア1名
事務局	【堺市障害施策推進課】森、加唐、杉本
事務局補助	【総合相談情報センター】黒木、小出
傍聴	なし

● 投票所のあり方について

【選挙管理委員会担当者から】

- ・5月の当事者部会で「コミュニケーションボード」、「投票所での案内やマニュアル」について、「特に問題はない」ということでご意見を頂いたので、来年4月の統一地方選挙に向けて準備を進めていきたい。今回は、我々が出席していなかった8月の当事者部会の「選挙全般について」ご意見を頂いているので、その件について、こちらから質問の趣旨を確認しながら回答を行いたい。

・郵便投票の対象者を身体障害者だけでなく、知的・精神障害者・手帳もない人（難病）にも広げて欲しい。知的・精神障害への合理的配慮。

⇒【選挙管理委員会担当者から】

- ・郵便による不在者投票については、堺市独自の制度ではなく国で定められている部分になるので、「郵便による不在者投票の対象者拡大の要望」については、国へ要望する機会があれば挙げさせて頂く。

・字が書けない人（何処にどう書いて良いか分からない人を含む。）や、介護が必要な人が代理投票制度を利用するときに、投票所の職員ではなく、いつも身近にいる人や支援してくれている人が職員に代わり、代理投票補助者として選挙人が選べるようにしてもらいたい。

⇒【選挙管理委員会担当者から】

- ・代理投票は、法律によって投票所の職員2名が代理投票補助者となります。1人は、選挙人が意思表示した候補者名を選挙人に代わって投票用紙に記載し、もう1人が、指示どおり記入しているか確認します。堺市の裁量ではなく国で定められています。

・投票所によって介助者の扱いが違うことがある。(黙認されている)

⇒【選挙管理委員会担当者から】

・投票所によってアドバイスする者もいれば、アドバイスしない者もいるようだとの意見ではありますが、市・区選挙管理委員会事務局の職員については統一的な取扱いを行うよう、意思統一を図っていますが、投票当日の職員は普段選挙に関わっていない職員が携わることが殆どで、今後は、事前の説明会などで周知徹底をおこないたいと考えています。

・投票所がお通夜みたいで緊張する。

⇒【選挙管理委員会担当者から】

・必要事項は話すよう伝えているが、私語を発せず、静かに投票所事務に専念するように指示しているので、ご了承していただきたい。

・投票台で記載中に背後を通る人が気になる。全く見えないように個室があればいいと思う。

⇒【選挙管理委員会担当者から】

・投票所では、投票管理者1名と自治会などから選ばれた投票立会人2名がいて、この3名が投票事務全般を見渡せる位置に座っています。個室を設けてほしいとの要望ですが、監視の目が届かない個室を投票所に設けることは禁止されています。

・投票している所を、じっと見ている人もいや。

⇒【選挙管理委員会担当者から】

・投票管理者、投票立会人が、投票所内の「不正がないか」、「秩序が保たれているか」を十分に保たれているか注意する役割となっているため、ご了承していただきたい。

・投票所入場整理券が分かりにくい。

⇒【選挙管理委員会担当者から】

・おそらく、入場整理券の字が小さくて分かりにくいという意見だと思いますが、入場整理券を送付する際、「白バラさかい」という広報誌を同封しており、できるだけ大きく分かり易く書かせてもらっている。堺市内の全世帯で見ただけならということで、堺市選挙管理委員会がおこなっている。自治体の選挙管理委員会ごとに内容は異なるので、「白バラさかい」は、堺市独自で作成している。

⇒【障害当事者部会委員から】

・分かりにくいというのは、字が小さいということだけではないと思う。

・ガイドヘルパーのサービス中に投票を組み込んでいる。わざわざ投票のためだけには行かない。選挙のときだけガイドヘルパーを2～3時間の上乗せ利用できないか。

⇒【選挙管理委員会担当者から】

・選挙管理委員会の方で回答できる項目ではないので、ガイドヘルパーの関係部署でのご意見となると思われます。

・日曜日に、選挙のために出るのは大変。負担が大きい。

⇒【選挙管理委員会担当者から】

・区役所が遠いという意見がございましたが、公示日または告示日の翌日から投票日前日までの期間で、各区役所に期日前投票所を設けていますので利用していただきたい。

・バリアフリーのスロープはあるが、体育館に入るポイントで少し段差がある。

⇒【選挙管理委員会担当者から】

・学校で臨時スロープを設けている所もございますが、実際少しの段差があるかも知れません。その際には、投票所の職員が進んで対応し、スムーズに移動できるように、事前説明会で伝えさせていただきます。バリアフリーが物理的に難しく、全て出来るということも限りません。その点を、ご了承いただければと思います。

・テープによる選挙公報を視覚障害の方だけでなく、対象を広げてほしい。

⇒【選挙管理委員会担当者から】

・このテープ作成は、基本的に視覚障害の方に選挙公報の項目を音声化にすることにより、候補者の訴えたいこと知っていただくことを目的におこなっています。法律で定めていることではなく、国政選挙や都道府県の選挙は都道府県の選挙管理委員会が、市の選挙は市選挙管理委員会が任意で作成しています。国政・都道府県・市の選挙の隔てなく視覚障害の方から希望があれば配布しています。しかし、対象者の範囲を超えると、国政・都道府県の選挙では、恐らく配布対象の拡大は、させて貰えない可能性が高いと思われます。今後、どのような方が希望されているのか確認させていただけたらと思います。

・引きこもりや家から出られない人への対応が必要では。

⇒【選挙管理委員会担当者から】

・選挙の際は、投票所に行くことが前提となっています。投票所に来られた時の対応については、選挙管理委員会が今後もサービス向上を努めさせていただこうと考えていますが、家から出られない方の対応については、選挙管理委員会からは難しいです。

【意見交換】

・法律で決まっていることとか、市の裁量できるところがあるのが分かった。
・堺市のホームページで音声のデータが再生できるようになったら、パソコン・携帯電話・スマートフォンでも再生できるので、広げることができるのでしょうか？

⇒【選挙管理委員会担当者から】

・選挙の際、堺市のホームページで選挙公報の画面がPDF形式で掲載していましたがご

覧になられたことありますか？

【当事者部会委員から】

- ・見たことはないし、そのようなことが掲載されていること自体知らない。

【選挙管理委員会担当者から】

- ・今まで選挙公報をPDF形式でホームページに掲載することが、長らく禁止事項でした。東日本大震災以降にPDF形式での掲載が可能となりましたが、それでも厳しい規定があります。例えば、4名の候補者がいれば、4名が一面に見えるよう、画面一面に公平に掲載しなければいけません。音声エンジンで音声を出力することも認められていません。
- ・堺市が独自に、できる部分としては、選挙公報の音声版があるので、ホームページ掲載とは違う形で何か考えられるかもしれない。実際の解釈については大阪府に確認が必要になる、選挙公報の中に音原を付けるのではなく、別の音源として音声用としてできるかどうか。可能であれば考えていきたい。

【選挙管理委員会担当者から】

- ・音声を利用できる対象者を広げてほしいとあるが、対象の方とは？

⇒【当事者部会委員から】

- ・目で見るとは別の手段の情報があまりにもない。広報を読めないし、ホームページのアクセスもできない、代読してくれる人もいない方に対して。音声だけとは限らない。
- ・視覚障害の方だけでなく、音声で聞いた方が分かり良いという意見もある。

【当事者部会委員から】

- ・視覚障害者向けのテープによる利用者数は？

⇒【選挙管理委員会担当者から】

- ・テープによる利用者数は即答できないが、点字版は一時200人くらい利用者がいたが、最近では100人くらいなので、同程度だと思われる。

【当事者部会委員から】

- ・なぜ減ったのか？

⇒【選挙管理委員会担当者から】

- ・選挙公報は、写真があってスローガンが3つほどあるぐらいなので、一人2～3行ぐらいしかないのでは利用者が減ったのかもしれない。作成するときも候補者に、「どの順番で読みますか」と聞いてから原稿を読んでいる。
- ・政見放送もあるが、いかんせん自治体レベルで放送局が無い。

【当事者部会委員から】

- ・インターネットを使った選挙活動が出来るようになったと聞いたが。

⇒【選挙管理委員会担当者から】

- 昨年からインターネットを使った選挙運動が出来るようになりました。立候補者にもよりますが大概の方が活用されています。制約もありますので、選挙違反となったりすることもあります。
- 堺市が公式に行っているのは選挙公報だけで、音声エンジンで音声の読み上げは出来ず、PDFを掲載することしか認められていません。障害がある方のための音声の貼り付けが出来るかどうかは、大阪府に確認する必要があります。

【当事者部会委員から】

- 音声（候補者本人の朗読を含む）は、視覚障害、知的障害、精神障害、身体障害のある方にとって、選択肢の1つとしてあった方がいい。映像もあった方が良い。

⇒【選挙管理委員会担当者から】

- 今のところ、ホームページに掲載して良い選挙公報は制限があります。別の形で掲載して良いか、法律的に可能かどうかは、国や大阪府に確認する必要があります。可能であれば考えさせて頂きたい。

【堺市で何ができるのか】

①バリアフリーの徹底を！（慣れない人に手伝って貰うのは怖い）

⇒【選挙管理委員会担当者から】

- 各区で、投票所の小さな段差の報告なども含めて、動線の確認を行っています。地域会館などは、臨時スロープの設置も困難なところもあります。その際は、職員が行うこととなりますが、事前説明・従事者対応マニュアルで周知していきたい。

②投票所の職員（管理者・従事者）の研修を当事者が講師を行うことなど。

⇒【選挙管理委員会担当者から】

- 5月の当事者部会で確認して貰った「投票所の従事者対応マニュアル」を作成し、投票管理者等へ、説明会で周知する予定です。なお、当事者講師が投票管理者への研修を説明会で行うには、スケジュール的に組み込めるかどうか難しいと思われます。管理者の人数も多く、会場の確保ができるかどうか不明です。

【当事者部会委員から】

- 映像を作成するのも良いかもしれない。
- 投票所に行くことにハードルがある方がいる。その方に対してどう動けるか。選挙に行って自信がつく人もいるはず。投票所の雰囲気が変わる研修ができたらと思う。
- 管理者に対して、障害がある方の「困っていること」、「当事者部会での意見」を伝えて欲しい。出来るところからおこなって欲しい。

● ブログについて

- ブログの画面をプロジェクターで映し、確認。

【事務局から】

- 堺市の新規採用職員の就職説明会で使用する健康福祉局の業務紹介スライドに、ブログ

に掲載している会議様子の写真を提供してよろしいか。(提供しても必ずしも採用されるかどうかは分からない。)

⇒了承された。

● 当事者交流会について

【前田部会長から】

- 今年度は、平成27年1月28日開催予定。前回の部会で決まった内容を元に概要及びチラシ資料、広報さかい12月号の原稿を作成したので検討したい。
- ⇒•直前に、抽選に漏れたと言われても介助者のキャンセルに困ってしまうので、抽選ではなく先着順とする。申込み締切りは、1月16日(金)。
 - 障害種別の定員枠は設けない。
 - チラシに、「費用は無料」と記載する。
 - 「グループ分け」は、案のとおり。申込者数によって、事務局の判断によりグループ数、グループ分け(障害種別を考慮する)を確定する。
 - 募集は12月1日から行うこととする。
 - 基幹相談支援センターの各センター長には協力を依頼済み。

● その他

- 第2回 当事者部会『第4次堺市障害者長期計画「わかりやすい版」プロジェクトチーム』の開催日について、10月8日(水)13:00~16:00 堺市総合福祉会館 5階 第2研修室と伝えていたが、10月29日(水)13:30~16:30 堺市役所本館 6階 大会議室Bに変更となった。
- 今後の予定について
 - ⇒•10月は視察予定となっていたが、視察先の手配が難しかったため「フリートーク」となった。11月の「相談支援関係者との勉強会」についての内容等とも検討したい。
 - 11月は、堺市から相談支援の現状を説明して貰い、基幹相談支援センターから現場の様子を説明して貰う。指定相談の現場の様子など説明して貰う。ゲストは「しんしょうれん 駒氏」、「堺区基幹相談支援センター吉村氏」、「中区基幹相談支援センター奥田氏」をお招きする。

● 次回 障害当事者部会

- 10月22日(水)14:00~16:00 堺市総合福祉会館 5階 第2研修室